

平成17年度

人権相談

～人権擁護委員による人権相談～

昨年まで実施していました市内各地域での人権擁護委員による人権相談を、4月から左記のとおり日時を変更して実施します。

人権に関する悩み事や相談したいことをお伺いし、必要に応じて情報提供を行います。相談は無料で、秘密は厳守します。

◆ 相談場所・日時等

場 所	名 称	相 談 日	時 間
水口社会福祉センター	人権・よろず相談	毎月第2木曜日	13:30 ～ 16:00
土山山村開発センター	人権相談	毎月5日 ただし、祝祭日は翌日	
市役所甲賀支所	人権・よろず相談	毎月第1月曜日 1月は第3月曜日	
市役所甲南庁舎	人権・よろず相談	毎月第3火曜日 ただし、祝祭日は翌日	
市役所信楽支所	人権相談	毎月第2金曜日 ※5月は第3金曜日	

相談の具体例

- 離婚や扶養、相続など、家庭内での問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 公務員による乱暴や不当な扱いをされた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 部落差別を受けた。
- 子ども・高齢者が虐待を受けている。
- セクシャル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

この相談は、甲賀市内の人権擁護委員が行っています。相談は上記以外にも人権擁護委員の自宅及び毎週水曜日は大津地方法務局甲賀支局(☎62-0259)で相談を受けています。

問い合わせ 人権政策課 ☎65-0693